

事務連絡  
令和2年5月14日

都道府県水産主務課長 殿

水産庁資源管理部管理調整課  
沿岸・遊漁室長

遊漁船業者における新型コロナウイルス感染防止対策等について（依頼）

平素より遊漁船業行政への御理解・御協力、遊漁船業者への御指導等大変ありがとうございます。

さて、令和2年5月4日の新型コロナウイルス感染症政府対策本部において改訂された基本的対処方針等により、事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることとされています。

今般、水産庁において「漁業者に新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」を改正したところでありますが、全国漁業協同組合連合会から、関係漁業協同組合等に対し、遊漁船業を兼業されている者についても本ガイドラインを準用するよう周知がなされたところです。

本日、同連合会から、本ガイドラインの周知文書の提供を受けたので、業務参考用に貴管下の遊漁船業者等に対し御周知いただくようよろしくお願いいたします。